

【第1回港区消防団運営委員会】

『議事録』

令和6年1月23日 開催

【第1回港区消防団運営委員会】

『議事録』

日時：令和6年1月23日（火） 午前10時から10時45分まで

場所：港区役所9階 911-913会議室

1. 委員紹介

○太田（防災危機管理室長） それでは、お揃いになりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開会に先立ち進行を務めさせていただきます、港区防災危機管理室長の太田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、令和5年2月1日に開催された運営委員会以降で、新任及び再任された委員の方々をご紹介させていただきます。

資料1をご覧ください。

丸哲夫委員でございます。

○丸委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 伊関則子委員でございます。

○伊関委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 東京都議会議員、菅野弘一委員でございます。

○菅野委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 東京都議会議員、入江のぶこ委員でございます。

○入江委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 港区議会議員、野本たつや委員でございます。

○野本委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 港区議会議員、三田あきら委員でございます。

○三田委員 お願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 港区議会議員、兵藤ゆうこ委員でございます。

○兵藤委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 港区議会議員、根本ゆう委員でございます。

○根本委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 港区議会議員、なかまえ由紀委員でございます。

○なかまえ委員 よろしく願いします。

○太田（防災危機管理室長） 赤坂消防署長、清武直志委員でございます。

○清武委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 麻布消防団長、志田周規委員でございます。

○志田委員 よろしく願いいたします。

○太田（防災危機管理室長） 委嘱状は、席上配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、「特別区の消防団の設置等に関する条例」第9条に基づき、定足数についてご報告いたします。

本日は、高輪消防署長の宮川委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、本運営委員会はここに成立していることをご報告いたします。本日の配付資料でございますが、「次第」のほか、資料1から7を机上にご用意しております。ご確認をお願いいたします。

不足等がございましたら、挙手をいただければ事務局にて対応させていただきます。

なお、本日は会議録の作成のため、録音をさせていただきます。あらかじめご了承をお願いいたします。それでは、ここからの議事進行につきましては、委員長の武井区長をお願いをしたいと思います。

武井委員長、お願いいたします。

○武井委員長（区長） 皆様、おはようございます。

本日は、港区消防団運営委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、このたびは、港区消防団運営委員会の委員にご就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

この消防団運営委員会の役割でございますが、資料2「消防団運営委員会の概要等」をご覧ください。一般的に、消防行政は区市町村の役割とされておりますが、東京都で

は、「特別区の存する区域を1つの市とみなして」行うという、全国的にも例のない制度となっております。

そうした中で、この消防団運営委員会につきましては、特別区が東京都知事の附属機関として設置して、役割を担っているものでございます。「消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う」ことを目的とする委員会として、その役割を果たしてまいりたいと思います。皆様方にはどうぞご協力をよろしくお願いいたします。

さて、消防団の皆様には、地域の防火防災活動の中心的な存在として、地域の先頭に立たれ、厳しい訓練を重ねて、防火防災活動に献身的に取り組んでいただいております。

開会前に港区消防団員入団促進PR動画を見ていただきましたが、消防団の皆様の活動を広く知っていただき、多くの方々に消防団活動に参加していただくために、消防団の皆様にもご出演をいただき、区独自のPR動画を制作しました。

昨年12月から、区の「ちいばす」車内や「J：COMチャンネル」で放映しています、また、区のHPでもご紹介をしております。先日開催いたしました「二十歳（はたち）のつどい」でも放映しまして、若い方々に知っていただく機会としたところがございます。

このようなことも含めまして、区といたしましても、消防団の皆様の活動の円滑な運営、また団員募集などにも、積極的にご協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

元日に発生いたしました「令和6年能登半島地震」において甚大な被害が広がる中、区民の防災意識は一段と高まっており、地域の防災力の要であります消防団の皆様へ寄せられる期待は、大変大きなものがございます。このような中、消防団活動を円滑に運営するための議論、検討を行うこの消防団運営委員会の果たす役割は、ますます重要になっております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発なご意見、ご議論をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第1回港区消防団運営委員会を開催いたします。

2. 消防団運営委員会の概要及び消防団の活動概要について

○武井委員長 次第に従いまして、進行してまいります。

まず、「2 消防団運営委員会の概要及び消防団の活動概要について」になります。

今回、新たに委員をお願いした方も多くいらっしゃいますので、「報告事項」、「審議事項」に先立ち、事務局から、資料2により運営委員会や消防団の活動について簡単にご説明をいたします。鳥居防災課長、お願いします。

○鳥居（防災課長） おはようございます。港区防災課長の鳥居でございます。

それでは、資料2をご覧ください。

冒頭で委員長からもお話がありましたが、特別区において、消防は東京都がその管理を担うこととなってございます。消防団についても、東京都がその事務を担っております。

特別区の役割ですが、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」において、消防団長の任命や消防団運営委員会の設置などを担うこととなってございます。消防団運営委員会ですが、東京都知事の附属機関として特別区ごとに設置されており、消防団の運営を円滑に行うこと等を目的としてございます。区長が委嘱する委員をもって構成され、都知事の諮問に対して議論を行い、都知事へ答申を行うこととなってございます。

一番下の「3 諮問から答申までの流れ」をご覧ください。

本日は、前回の諮問の報告もございます。後ほどご説明いたしますが、全ての特別区からの答申を踏まえて、最終的には都知事から対応方針が示されることとなってございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

まず、「東京都の消防団現況」になります。表に示しておりますが、特別区の「消防団数」は、58団でございます。団員数ですが、1万3000人程度となっております。

1枚おめくりください。「消防団の任務について」が記載されてございます。「火災」、「水災」、「震災」、「災害の予防」と「防火防災指導」など、多岐に渡ってございます。

災害時の活動のみならず、平時においても、地域のために様々な活動を行っていただいております。

次ページ以降は、港区以外の写真も含まれるのですが、消防団の皆さんの任務の様子を紹介しておりますので、ご覧いただければと思います。

最後になりますが、資料2-3をご覧ください。

こちらは、「港区内消防団活動状況」を一覧表にしたものでございます。「災害出場」に加え、平時における催事の警戒活動や区民の方への防災指導などを併せますと、年間の活動回数は2000件以上、延べの「活動人員」は1万人以上に及んでいることとなります。港区内の消防団員数は約500名でございますので、1人当たりになりますと、年間20件程度は出動いただいていることとなります。ありがとうございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

○武井委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが。

(特になし。)

よろしいでしょうか。それでは、続きまして「3 報告事項」に入らせていただきます。

3. 報告事項

○武井委員長 令和3年度、前回の諮問事項「大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか」につきまして、昨年度、本運営委員会として、東京都知事宛てに答申を取りまとめました。

このたび、特別区全体の主な答申内容も踏まえ、今後の対応方針についてまとめておりますので、芝消防署の坂口晃警防課長から、説明をよろしく願いいたします。

○坂口（芝消防署警防課長） 芝消防署警防課長の坂口でございます。

前回の諮問では、芝消防署が事務局を担当いたしましたので、「3 報告事項」について説明をさせていただきます。

前回の諮問事項であります、「大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか」についての対応方針が、港区消防団運営委員会を含め、特別区それぞれの消防団運営委員会による都知事への答申を基にして示されま

したので、その概要についてご報告をいたします。

資料3をご覧ください。

初めに、「1 諮問事項」です。

「大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか」の諮問につきましては、今後発生が危惧されております「首都直下地震」などの震災時には、消防団の活動は多岐にわたることが考えられ、消防隊との連携を考慮した組織的な対応が必要となることから、「消防団の実戦的な対応力の更なる向上が、震災時における「より効果的な活動」につながると考えられる」ため、大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力の向上方策について、諮問がなされたものであります。

次に、「2 審議項目」をご覧ください。

この諮問に対しまして、1点目、「本業等を持ち、時間等の制約がある消防団員が効率的・効果的に活動能力を向上させる方策」としては、3項目、2点目、「デジタル環境を有効活用した知識・判断力等の向上方策」としては、2項目、3点目、「消火活動能力を低下させないための入団促進及び充足率の維持向上方策」としては、3項目、4点目、「効果的かつ負担軽減した装備資機材の検討」としては、2項目、以上について、特別区の各区の消防団運営委員会において、それぞれ審議がなされ、答申されております。

続きまして、「3 主な答申内容及び対応方針」をご覧ください。

表の見方でございますが、左から順に、「港区消防団運営委員会の答申」、「特別区全体の主な答申」、そして矢印の右側が、特別区全体の主な答申を踏まえた今後の「対応方針」となります。それでは、審議項目ごとの、特別区全体の主な答申を踏まえた「対応方針」について、順にご説明をいたします。

審議項目の1点目、「本業等を持ち、時間等の制約がある消防団員が効率的・効果的に活動能力を向上させる方策」です。

「1 実戦的活動力の向上関係」に関する「対応方針」については、「新たな訓練モデルの掲示・検証による実戦的な活動力の向上」、「可搬ポンプ積載車による出場から放水まで等の一連の火災対応訓練の推進」、「消防団訓練指導マニュアル等の整備による主体的な活動の定着化」という方針になりました。こちらは、「特別区全体の主な答申」であ

る、活動マニュアルの活用や、消防署隊と連携した訓練の推進、実際の街区を活用した実践的な訓練の推進、消防団が主体となった訓練の推進という答申を基に示されております。

1枚おめくりください。

「2 研修等の充実関係」に関する「対応方針」については、「可搬ポンプ実技講習の試行・検証」、「消防学校研修や各種講習のアンケートや時勢を踏まえた随時見直し」、「消防団の消防学校研修への職員の聴講の検討」を進めていくこととなりました。こちらは、「特別区全体の主な答申」である、消火に特化した教育訓練の充実、職員と団員の統一的な教育の推進、研修や講習の受講人員の増強等を基に示されております。

「3 訓練環境の充実関係」に関する「対応方針」については、「消防署訓練施設や方面訓練場を有効に活用した訓練の推進」や「区など関係機関と連携した訓練場所の確保推進」をすることとなりました。こちらは、既存の訓練施設や方面訓練場の活用、新たな訓練場所、あるいは大規模な訓練場の整備、解体予定の建物の活用などが必要であるという答申を受けて、策定されております。

続きまして、審議項目の2点目、「デジタル環境を有効活用した知識・判断力等の向上方策」です。

「1 現行のデジタル環境の活用関係」に関する「対応方針」については、「東京消防団eラーニングシステムの更新による利便性の向上」や、「タブレット端末を有効に活用した教養や訓練の推進」を進めることとなっております。こちらは、eラーニングの活用やコンテンツの充実、オンラインによる集合教養、遠隔による訓練指導、録画映像を活用した振り返り訓練の推進という答申を受けて、策定されております。

「2 新たなデジタル環境の整備関係」に関する「対応方針」については、「各種資機材取扱い動画等にアクセスできる二次元コード読取り方式の導入検討」や「ARやVRなどの技術を活用した訓練の導入に向けた調査研究」を進めることとなっております。こちらは、時間的な制約のある消防団員の、効率的、効果的な訓練のためのデジタル環境の活用と整備を推進していくという方向性で、策定されております。

1枚おめくりください。

続きまして、審議項目の3点目、「消火活動能力を低下させないための入団促進及び充

足率の維持向上方策」です。

「1 若い世代の団員確保関係」に関する「対応方針」については、「HP、SNS等を活用した消防団活動に興味を抱く情報発信の推進」、「あらゆる機会に消防団活動の見学や資機材等の展示の推進」、「現役消防団員との座談会の実施方法の検討」を進めることとなっております。こちらは、学校や企業等と連携して、若い世代に消防団について知ってもらう、興味を持ってもらうために、消防団について見ってもらう、聞いてもらうといった方策でございます。

「2 募集広報の充実・強化関係」に関する「対応方針」については、「インターネット広告による募集広報の拡充」、「東京消防団エントリーシート」を活用した入団促進、「団員インタビュー動画等を活用した地域紹介や消防団の魅力が伝わる広報の推進」を進めることとなりました。ここで、「港区消防団運営委員会の答申」にあります「区報の1面を活用した特集記事による広報」についてですが、昨年12月11日発行の「広報みなと」で消防団を特集していただき、この区報による入団者がありましたことを、ご報告いたします。

「3 各種制度の利活用関係」に関する「対応方針」については、「消防団協力事業所による社会貢献や消防団PRの強化」、「学生消防団認証制度の周知による募集広報の強化」、「大規模災害団員制度等の更なる周知と活用による退団への対策の強化」を進めることとなりました。こちらは、消防団に関する様々な制度についてのPR、周知を推進して活用を図り、団員の確保につなげていく方策となります。

1枚おめくりください。

最後に、審議項目の4点目、「効果的かつ負担軽減した装備資機材の検討」です。

「1 新たな資機材関係」に関する「対応方針」については、「震災時等、迅速にホースの延長ができるホースバッグの整備」、「資機材の電動化や新しい技術を取り入れた資機材の導入検討」、「消火能力や安全管理向上のための資機材の導入検討」を進めることとなりました。

「2 軽量化など負担軽減関係」に関する「対応方針」については、「更新に合わせた既存資機材の軽量化やコンパクト化など市場の開発動向の注視と検討」を進めていくこととなりました。

以上、前回の諮問事項に対する、特別区全体の答申を踏まえた対応方針の概要について、ご報告をさせていただきました。

○武井委員長 報告は終わりました。委員の皆さんから、ただいまのご報告につきましてのご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

(特になし。)

よろしいでしょうか。それでは、「報告事項」の「令和3年度諮問に対する港区消防団運営委員会並びに特別区全体の答申を踏まえた対応方針について」は、これで終了とさせていただきます。それでは、続きまして「4 審議事項」です。

4. 審議事項

○武井委員長 審議事項は、「令和5年度港区消防団運営委員会への諮問について」です。

資料4が諮問事項、資料5が、諮問を踏まえた検討の方向性についての資料になります。また、資料6として、区内の消防団の現況をまとめております。

審議事項につきまして、麻布消防署の滑川直子警防課長説明をよろしく申し上げます。

○滑川（麻布消防署警防課長） おはようございます。麻布消防署警防課長の滑川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私からは、資料4から6までを説明させていただきます。

初めに、資料4をご覧ください。東京都知事から、港区消防団運営委員会委員長宛ての諮問となります。

内容につきましては、裏面の「別紙」のとおりでございます。資料5の、1ページ目と同内容となりますので、資料5を基にご説明をさせていただきます。

資料5「港区消防団運営委員会への諮問」をご覧ください。

「1 諮問事項」については、「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」となっております。「2 審議期間」については、「令和5年8月から令和7年3月まで」の1年8か月となります。「審議回数」は、令和5年度が1回、令和6年度が2回の計3回となります。「3 諮問の趣旨」につきまして、読み上げてまいります。

特別区消防団は、地域になくてはならない代替性のない存在であり、地域防災力の中核として、住民の負託に応えてきたところです。さらに、令和5年は、関東大震災から100年の節目の年であるなど、消防団への期待はさらに高まっており、東京の安全安心を守っていくためには、地域防災力の中核である消防団が、将来にわたってさらに充実し、消防団としての役割を果たしていく必要があります。

一方で、特別区においては、人口が2035年頃に減少に転じ、2050年をピークに高齢化が進行すると予測されているほか、近年は、DXの進展によるテレワークなどの働き方の多様化や、単身世帯の増加による地域コミュニティの希薄化など、社会情勢は常に変化しているところです。

このことから、各消防団や各区の特性なども踏まえながら、変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ、住民の負託に応え続ける方策について諮問するものです。

以上のような内容を踏まえまして、次のページには、「諮問事項」に対する「検討の方向性」について、「課題」と「検討事項」というタイトルでまとめてあります。

次のページをご覧ください。

「諮問事項」の方策を導き出す上で、まず、「諮問の趣旨」を踏まえて「課題」を抽出しました。

その「課題」とは、「変化及び成長することにより、活動力を地域で発揮していくことが重要である」です。社会情勢の変化に伴い、消防団も、変化し成長し続ける必要があるということ、地域密着で住民ニーズに応じた活動が求められているというものです。

先ほども、消防団の活動概要について説明がありましたが、「諮問の趣旨」にも、「各消防団や各区の特性なども踏まえながら」というくだりがあります。「検討事項」の説明に移る前に、港区消防団の特性をご理解いただくため、資料6についての説明をさせていただきます。

資料6「港区内消防団現勢」をご覧ください。港区内の4つの消防団と、23区内消防団の現況を示した資料となります。

港区の平均と23区の平均を比較しながら、数字を追っていただきたいと思います。

まず、「定数の充足率」です。90%以上の充足率を目標に掲げているところですが、

23区では「86.6%」、港区では「91.3%」となっています。芝消防団は100%で、高輪消防団は90%を超える充足率となっています。

次に、「男性・女性の団員数の内訳」です。23区、港区ともに男性団員が7割以上を占めていますが、芝消防団にあっては、女性団員の割合が「43.2%」と高くなっています。

表の中段、「居住地団員」と「勤務地団員」の欄をご覧ください。

管内に居住している「居住地団員」の割合は、23区の「77.0%」に対して、港区は「64.8%」です。港区内の4団のいずれも、23区の平均を下回っております。

また、「勤務地団員」の割合については、23区が「15.2%」に対して、港区は「25.5%」と、こちらは、港区の4団ともに、23区の平均を上回っております。

「居住地団員」の割合が低く、「勤務地団員」の割合が高いという状況が読み取れます。この点につきましては、休日・夜間の災害対応について、居住地団員の割合が低いことを懸念する声を、消防団長等から聞いておるところです。

次に、「学生団員」の欄をご覧ください。

「学生団員」の割合については、芝消防団の「26.8%」が港区の平均を押し上げていまして、港区の平均は「9.7%」と、23区の「7.2%」より高くなっております。

最後に、「平均年齢」ですが、23区が「50.5歳」、港区が「48.9歳」です。こちら、学生団員が多く在籍する芝消防団の女性平均年齢「33.0歳」が、港区の平均年齢を押し下げています。ですが、全国的に団員の高齢化が顕著であり、芝消防団以外の港区の3団は、いずれも23区の平均年齢を上回っており、50歳オーバーとなっております。

それでは、大まかに港区消防団の状況をご理解いただいた上で、資料5の2ページ目、「課題と検討事項」へお戻りください。

「課題」に基づく4つの「検討事項」と、それぞれの「検討の方向性」について説明してまいります。

「検討事項1」は、「活動を継続したいと思える組織の活性化方策について、検討する」です。この「検討の方向性」としては、「① 団活動によりやりがいを持てる方策の検討」、

「② 資格取得講座の拡充等の検討」、「③ 多様な主体と協働による地域密着型の各種講習や教養講座の検討」の3つを挙げています。やりがいを持てる、魅力ある組織にするため、達成感が得られる活動や資格取得等のスキルアップの方策を検討していきたいと思います。

「検討事項2」は、「最新の技術等を考慮した活動環境の改善方策について検討する」です。「検討の方向性」としては、「① 災害への出場命令や団員間の情報伝達の方法の検討」、「② 消防団事務の効率化が可能なタブレットを活用したシステムの検討」、「③ 各種資機材の更新に合わせた仕様変更等の検討」の3つを挙げています。すでに、港区から各団にソーラーパネル付ポータブル蓄電池や各団の要望による資機材の助成をいただいているところですが、配置された資機材の活用方策も含め、今後は、各団のニーズを確認し、さらなる活動環境の改善を図る方策を検討していきたいと思います。

「検討事項3」は、「消防力維持のため、計画的な人材育成方策について検討する」です。「検討の方向性」としては、「① 経験が浅い団員への教育訓練体制や目標、内容の検討」、「② 経験豊富な団員による訓練指導体制の検討」、「③ 操法訓練と実動訓練の目安などの検討」、「④ 訓練効果の確認方策について検討」の4つを挙げています。

先ほど、資料6の説明で消防団員の高齢化について触れましたが、今後は、世代交代に伴い、より一層、経験豊富なベテラン団員から若い団員への知識、技術の伝承が求められています。消防力を維持していくため、具体的な人材育成方策について、検討をしていきたいと思います。

「検討事項4」は、「地域に尽力している消防団を地域住民により知ってもらう方策について検討する」です。「検討の方向性」としては、「① 積極的な災害活動の定着化と区等と連携した普及方法の検討」、「② 地域から、より理解と信頼を得る消防団づくりの検討」の2つを挙げています。昨年、消防団のPR動画の作成や、机上にもございます「広報みなと 消防団特集号」等により、港区ではすでに、消防団の周知のための広報活動に注力していただいているところです。

今後も、消防団員が地域に根づいた活動を展開していけるように、消防団に対する住民の理解を促進する方策を、検討していきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、「諮問事項」と諮問を踏まえた「検討の方向性」につい

て、資料4から6までをご説明させていただきました。

○武井委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから、ご質問やご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三田委員 資料5の2ページ目、「検討事項2」の「最新の技術等を考慮した活動環境の改善方策について検討する」のところでは、

最新の技術を活用していくという方向性は、とても良いことだと思います。しかしながら、港区の消防団の中に、分団によっては積載車がないということや、広報活動を行うに当たって、体にスピーカーを付けて地域を回り広報活動を行っていますが、団員の中にはそれに対してとても抵抗を持っている方もいらっしゃいます。そういったことで言いますと、「最新」も重要だとは思いますが、活動を行うに当たって、団員がより活動をしやすいような環境を整備していくことについても、併せてご検討をお願いしたいと思っております。「最新の技術」に限定しないような検討を進めていただきたいということで、意見として申し述べておきたいと思ひます。

○武井委員長 ただいまのご意見につきまして、お答えを願ひします。

○滑川（麻布消防署警防課長） 資料では「最新の技術」と書いてありますが、説明のときにも申し上げましたように、港区からも様々な資機材を毎年度助成していただひている次第です。その資機材の活用方策も含めて、ご意見を頂きました積載車についてや広報に適する資機材の検討といったこともさせていたひきたいと思ひます。

○武井委員長 ただいまのご意見は、最新に限定するのではなく、現行の資器材等についても必要な改善を行っていくということについては、都知事のほうに申し上げていきたいと思います。そのほかにはいかがでしょうか。

○丸委員 消防団員の危険手当や出勤手当などはどうなっているのか、また、どの程度の期間でそれらは改定していくのか、危険を伴う消防団活動を地域のためにやっていたひており、自分の家族、家庭があつて、その中で、消防団活動をしている方々にどのくらい手当があるのか、いかがでしょうか。

○武井委員長 消防団員の方の処遇についての質問でございました。ただいまのご質問につきまして、お答えを願ひします。

○滑川（麻布消防署警防課長） 一番ご心配なところだと思います。危険手当はござい

ませんが、災害出場も含めた各活動に「費用弁償」を支給しております。それから、保険にも入っていただいておりますので、万が一のときの補償はされるという仕組みができております。

○丸委員 それは、民間の、我々が一般に入っている保険と遜色なく、何かあったときには十分に家庭、家族への補償がされるのでしょうか。仕事の合間や終わった後の夕方から訓練をされていて、「これだけの訓練をやっているのか」と、改めて消防団の活動に驚いた次第でございますが、そういうことに見合うものが出ているのかが、非常に疑問です。その部分はやはり手厚くしてあげて、我々の代わりに、少しでも危険を察知したときには、誘導をしたり、いろいろな指導をしてもらうというのを、我々は考えております。それに見合うものがないようでしたら、手厚くなるようにしてもらおうとか。その辺はどうなのでしょう。

○滑川（麻布消防署警防課長） 先ほど、保険についての私の説明が不十分でしたが、「公務災害補償制度」というのがございまして、公務中に受傷等があった場合に補償を受けられる制度がございまして、その種別としましては、「療養補償」、「休業補償」、それから遺族に対する補償というものがございまして、です。ですので、補償される制度が十分に整っていると申し上げていいと思っております。

○武井委員長 よろしいでしょうか。ただいまの「公務災害補償制度」も含めまして、出場手当でありますとか、「退職報償金」が支払われるときもあります。そうした処遇について、委員の皆様にご覧いただきたいものは、追加で資料を配付させていただきますので、よろしくお願いたします。処遇改善のお話は大変重要なことだと思っております。ありがとうございます。そのほかにはいかがでしょうか。

（特になし。）

それでは、今後は、資料5の2ページ目の内容で、検討を進めていくことといたしますが、ただいま頂きましたご意見も参考にいたしまして、答申の素案作成に反映させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

5. その他

○武井委員長 それでは、今後の、答申をまとめるまでのスケジュールについて、事務

局から説明をお願いします。

○太田（防災危機管理室長）事務局から、答申までのスケジュールについて、資料7によりご説明をさせていただきます。

本日、皆様より頂いた、活動の支援や処遇改善といったご意見も踏まえまして、答申に向けて具体的な内容を整理し、次回「7月下旬～8月上旬」に開催する運営委員会でご審議いただく予定としております。その後、最終的な答申案につきましては、本日から約1年後の運営委員会でご確認いただきまして、答申として取りまとめていきたいと考えてございます。皆さん、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○武井委員長 来年度中に、あと2回開催をいたしまして、答申案をまとめていきたいと思えます。スケジュールにつきましては、このようなことでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

本日の議事は全て終了いたしました。本日は委員の皆様にお集まりをいただきありがとうございます。せっかくの機会でございますので、何か情報提供などがございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

（特になし。）

よろしいでしょうか。委員の皆さんで共有したい情報などがございましたら、事務局にお寄せいただきまして、都度、皆様方にご提供させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第1回港区消防団運営委員会を終了といたします。

本日は大変ありがとうございました。これからもどうぞよろしく願いいたします。

（了）